

[事案 2022-141] 悪性新生物診断給付金等支払請求

・令和 4 年 12 月 23 日 裁定打切り

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたことを不服として、契約解除の取消しおよび悪性新生物診断給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

骨髄異形成症候群と診断されたため、令和 2 年 1 月に契約したがん保険にもとづき悪性新生物診断給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、悪性新生物診断給付金等が支払われなかった。しかし、告知時、自分はがんに罹患しておらず、虚偽の告知もしていないことから、契約解除を取り消して、悪性新生物診断給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

医療機関からの回答書によれば、申立人は告知日前の 3 ヶ月以内に血液検査で異常を指摘され、精査を目的に消化管検査を勧められており、告知日の約 1 週間前に胃内視鏡検査を受けているが、これらが告知されていなかったことから、告知義務違反による契約解除は妥当と考えられ、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を審理するためには、申立人に対する事情聴取が必要となるところ、審理中に申立人が逝去され、事情聴取を実施することができないことから、裁定手続を打ち切ることとした。